

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年11月13日（平成29年（独個）諮問第70号）

答申日：平成30年1月18日（平成29年度（独個）答申第63号）

事件名：本人に係る証拠書写し請求書兼回答書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「証拠書写し請求書兼回答書」の「請求書」及び「調査結果資料」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月14日付け機構第944号により処分庁が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報以外に存在する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

(1) 審査請求書

機構第1006号（平成29年8月23日）：機構保有個人情報送付書を、平成29年8月24日に受け取りましたが、「証拠書写し請求書兼回答書」の調査結果の「回答書」および「調査結果資料」の開示請求に対して、送付のあった「回答書」と「調査結果資料」が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センター貯金請求課運行担当の、後日（1か月～4か月後）再度出しなおしのねつ造、偽造、偽装の虚偽の回答書（該当なし）が送付になっています。開示すべき機構保有の個人情報である、平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座記号番号「特定番号A～B～C」担保定額貯金4件（特定金額A）：平成15年1月～平成16年

3月（特定郵便局A預入）の証拠が判明している「調査結果資料」の送付がありません。

※機構は委託会社の監督の義務が法律で定められています。特定貯金事務センター職員の不正を調査し、機構保有の個人情報である（平成15年1月～平成16年3月：特定郵便局Aに預入）担保定額貯金4件の預入申込書の写しを開示してください。

よって、行政不服審査法の規定により、機構に対して審査請求をいたします。

（2）意見書

機構第944号（平成29年8月14日）：「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」は、「証拠書写し請求書兼回答書」の請求書と調査結果資料の写しの開示に対して、平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座記号番号「特定番号A」担保定額貯金（枝番A）：（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日A：（名義人住所）特定住所Aの原本の取引履歴表により調査をした、機構保有の個人情報である「担保定額貯金：H15年1月～H16年3月に預入4件特定金額A」が判明している調査結果の回答書の写しが、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）が隠匿、隠滅、破棄され、別紙に記載のとおり、後日（1か月～5か月後）再度出しなおしの虚偽の回答書、または、すべてなしの開示がされている。

上記の機構保有の個人情報である、郵便貯金・総合口座：記号番号「特定番号A-B～C」担保定額貯金4件が判明している原本の取引履歴表と、数千件の調査結果の「回答書」、「調査資料」が送付の段階で、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）が隠匿、隠滅、破棄し、再度出しなおしのねつ造、偽造、偽装の虚偽の回答書が送付になり、虚偽の回答書が作成できないときは「回答なし」の凶悪な犯罪が行われているにもかかわらず、機構は法律で委託会社ゆうちょ銀行の監督を定められているにもかかわらず、凶悪な犯罪者の虚偽の回答「裁判所が預入を認めていない。」ことを理由に開示すべき機構保有の個人情報である担保定額貯金4件の開示がされていない。

※委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターは、数回の裁判に対しても、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A」（担保定額、定期貯金を含む）原本の取引履歴表を提出せず、数千件の調査結果の回答書も提出しませんと主張しているために、通帳紛失の担保定額定期4件の預入が証明されず棄却の判決が繰り返されている。

裁判所が預入を認めていないを理由に、開示すべき機構保有の個人情

報が判明している，調査結果の「回答書」，「調査資料」の原本の回答書の写しを開示しない理由にはならない。

ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員の凶悪な犯罪をほう助した，虚偽の開示決定も犯罪ではありませんか。

個人情報保護に関する法律

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は，個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は，その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう，委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の概要

審査請求書によれば，機構第944号（29.8.14）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による原処分について，開示すべき機構保有の個人情報である記号番号「特定番号A－B～C」担保定額郵便貯金4件（特定金額A）に係る預入の証拠が判明している「調査結果資料」が開示されていないとしている。

2 審査請求の検討

（1）審査請求人は，平成29年6月10日付け「保有個人情報開示請求書」により，同請求書別紙に記載された，「証拠書写し請求書兼回答書」の「請求書」及び「調査結果資料」の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に対し，当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼し，特定できた機構保有個人情報について開示した。

（2）なお，審査請求人は平成29年8月28日付け「審査請求書」により，「記号番号「特定番号A－B～C」の担保定額郵便貯金4件の預入の証拠が判明している「調査結果資料」が開示されていない」旨を主張しているが，当該郵便貯金については，平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により，審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降，「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ，これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について，その提出を文書により依頼してきたところであるが，いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について，機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には，「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は，是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第2

4号)がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金(記号番号「特定番号A-B~C」)の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B~C」の担保定額郵便貯金4件が存在したことを前提とした証拠が存在しないことは明らかである。

(3) 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額定期郵便貯金の預入の証拠が判明している「調査結果資料」等につき、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行の貯金事務センターの職員が証拠を隠匿、隠滅、破棄し、虚偽の回答書を開示しているとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定額定期郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件開示請求に対する原処分には誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足る具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原

処分にあたっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり。）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠蔽等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報の一部につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、機構においてこれを保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史